第 110 回医療ビジネス研究会のご案内

医療の安全と質を担保する取組みは、医療にかかわる個人も組織もあらゆる場面で行われていますが、日進月歩の医療技術の進展も加わり、事故や事故には至らぬインシデント（ヒヤリ・ハット）がなくならない現実があります。医療事故とは一般的に医療サービスの提供過程で生じた人身事故を指し、医療サービスの提供者の過失のみならず、不可抗力によるものや、医療従事者自身が被害者となる場合も含まれます。
医療事故やインシデントは人の命や健康にかかわることから、再発防止はもとより、新たな医療サービスの提供に際しても、リスクを予見し事前に回避策を講じる必要があります。そのために、医療事故とインシデントを把握し原因分析をし、再発防止に努める事は医療に携わる組織・個人の永遠の課題でもあります。

一方、医療サービスの提供は人を介在することから、万全を尽くしても、一定の確率で事故が発生してしまうことも否定できません。一度、事故が発生すると責任追及や損害賠償のための原因究明作業が始まりますが、再発防止のための取組が犯人探しの拠所となることもあり、医療事故やインシデントに関する情報は組織内（院内）に留め、外部には開示したくないといった状況（隠蔽）に至ることもあるようです。その結果、過去には医療への不信が高まり、警察の医療機関への介入が急増したこともありました。その後、医療法が改正され、第三者機関による「医療事故調査制度」（2015 年 10 月施行）と医療機関による院内事故調査の義務化により、医療事故等の透明性を担保する取組が強化されています。

医療の高度化・専門化のなか、患者の権利意識の高まりと価値観の多様化が進み、情報開示の社会的要請強化を背景とした、医療事故に関わる紛争が急増しています。また、紛争の対象が医師のみならず、組織（医療機関）や医療従事者（医師以外）、さらには制度変更に伴い介護従事者（一部の医療行為を行う）にも及ぶ可能性など、医療事故を巡る責任と補償に関しては、従来の状況が変容する可能性も出てきたようです。今回は東京海上日動火災保険の小峯氏をお招きし、医療事故・紛争にかかる最新の状況を解説頂きます。

医療技術の進展の中、医療現場に携わる人や組織が萎縮しては、医療の発展は考えられません。そのような背景から、最近の医療事故や紛争の事例と、急増する外国人（来訪者）への対応などの医療環境の変化への対応事例を紹介頂きます。過去の常識では考えも及ばぬような状況にも適切に対処し、安心して医療に従事できる環境の整備（社会的支援）が、医療の安全と質を担保する重要な社会的取組みであることが理解できます。皆保険制度の維持強化、成熟社会、グローバル社会での医療のあるべき姿等、医療機関の方、医療・介護等の福祉関連事業に携わる方はもとより、遍く人々にお聞き頂きたくご案内申し上げます。

2016 年 10 月
特定非営利活動法人 医療事業再生機構

記

- テーマ：「医療事故・紛争最前線」 =成熟社会での医療の進展に必要なこと=
- 講　師：小峯将人　氏　東京海上日動火災保険株式会社　医療・福祉法人部　法人第一課長
- 開催日時：2016 年 10 月 26 日（水曜日）18:30～20:30

以上

※ 当研究会は完全予約制です。【要参加票】
参加を希望される方は御手数ですが OMBR：（特非）医療事業再生機構のホームページよりお申込戴くか、info@npombr.org 宛にご連絡ください。